


調整区域における住宅団地開発制度を緩和します

令和6年3月29日から、**長崎市市街化調整区域**での住宅団地開発が行いやすくなります！

 **緩和の概要** ※詳細は、長崎市ホームページをご覧ください。

○開発規模にかかわらず**市街化調整区域**での**住宅団地開発**が可能に。
(分譲住宅など)

○開発場所が居住誘導区域から原則**250m以内**※にあること。
※一定の条件を満たす場合は**500m以内**まで可能。

○**造成後**の地形が、勾配15度を超える傾斜地を
2分の1以上含まないこと。

 **住宅団地開発が可能となる箇所(イメージ)**



<お問い合わせ先>

開発面積**5,000㎡以上**の場合 → 都市計画課 TEL:095-829-1169

開発面積**5,000㎡未満**の場合 → 建築指導課 TEL:095-829-1174

長崎市 市街化調整区域住宅団地開発制度

検索 



読み込んでアクセス！



URL: <https://www.city.nagasaki.lg.jp/sumai/650000/659001/p041277.html>